

岩手県立大学学則

制定	平成17年4月1日	学則第1号
改正	平成18年3月16日	学則第1号
	平成19年3月23日	学則第2号
	平成20年3月14日	学則第2号
	平成21年3月30日	学則第2号
	平成22年3月26日	学則第2号
	平成22年9月30日	学則第5号
	平成23年1月31日	学則第1号
	平成23年3月23日	学則第6号
	平成24年3月28日	学則第2号
	平成25年3月29日	学則第3号
	平成25年4月18日	学則第6号
	平成25年8月23日	学則第7号
	平成26年3月31日	学則第2号
	平成27年3月31日	学則第1号
	平成28年3月31日	学則第1号
	平成29年3月31日	学則第1号
	平成30年3月30日	学則第1号
	平成30年8月31日	学則第5号
	平成31年3月20日	学則第1号
	令和2年3月27日	学則第1号
	令和3年3月23日	学則第1号
	令和4年3月23日	学則第2号
	令和5年3月30日	学則第2号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 学部、学科、定員、目的及び職員組織（第3条・第3条の2）
- 第3章 学年、学期及び休業日（第4条—第6条）
- 第4章 修業年限及び在学年限（第7条・第8条）
- 第5章 入学（第9条—第17条）
- 第6章 授業科目、履修方法等（第18条—第24条）
- 第7章 休学、復学、転学、転学部、転学科、留学、退学及び除籍（第25条—第32条）

第8章 卒業、学位及び資格（第33条―第35条）

第9章 賞罰（第36条・第37条）

第10章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生、研修員及び外国人留学生（第38条―第44条）

第11章 受託研究員（第45条）

第12章 共同研究等（第46条・第47条）

第13章 授業料等（第48条）

第14章 公開講座等（第49条・第50条）

第15章 雑則（第51条）

附則

第1章 総 則

（目的）

第1条 岩手県立大学（以下「本学」という。）は、深く専門の学芸を教授研究し、人間性豊かな社会の形成に寄与する深い知性と豊かな感性を備え、高度な専門性を身に付けた自律的な人間を育成するとともに、地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする。

（教育目標）

第1条の2 前条に定める目的を実現するため、本学は、幅広い教養と国際感覚を備え、知識を柔軟かつ創造的に活用して主体的に行動できる人間を育成するとともに、本学の強みを生かし、地域と連携した実践的教育を通して、産業経済、福祉医療、地域政策等の分野において専門知識を活用して課題解決に取り組み、豊かで活力ある社会の形成に貢献できる人材を輩出することを教育目標とする。

（自己評価）

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、もって本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行うものとする。

2 自己評価に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学部、学科、定員、目的及び職員組織

（学部、学科、定員及び目的）

第3条 本学の学部に置く学科の入学定員、3年次編入学定員及び収容定員を次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
看護学部	看護学科	90人	10人	380人

社会福祉学部	社会福祉学科	50人	5人	210人
	人間福祉学科	40人	5人	170人
ソフトウェア情報学部	ソフトウェア情報学科	160人	10人	660人
総合政策学部	総合政策学科	100人	10人	420人

2 各学部の目的は次のとおりとする。

学部	目的
看護学部	幅広い教養を基盤として、看護実践における専門的知識・技術を学び、看護の援助・支援を必要とする人々の立場に立ち、主体的な看護を展開し、更なる看護学発展のために継続的に学び続けることができる人材を育成し、岩手県に貢献すること。
社会福祉学部	人間の尊厳と社会的正義を尊重する倫理観をもち、幅広い教養と社会福祉学の素養を基に、高度化・多様化した福祉的課題の発見と解決に主体的に取り組む人材を養成すること。さらに、広く社会教育の拠点として、地域社会に知識を還元する役割を果たすとともに、研究機関として、地域とともに福祉的課題の発見とその解決に取り組み、教育と研究を通じた地域貢献を使命とすること。
ソフトウェア情報学部	コンピュータサイエンスに立脚し、利用者の立場からシステムの設計・開発を行うことのできる高度な専門性や豊かな人間性、並びに、数理科学を基盤とする情報技術（数理・情報技術）を用いて新たな価値やサービスを創出することのできる知的探求心と想像力を備え、地域社会と連携した実学・実践の教育研究を通して「人と数理・情報技術が調和した豊かな社会」の発展・高度化に寄与する人材育成すること。
総合政策学部	現代社会は複雑・高度化し、人々の価値観は多様化しており、私たちが直面する種々様々な諸問題は従来型の縦割的手法や解決策をもってしては的確な解決策を見出すことは困難である。これらの諸問題に対し、文と理にとらわれず、多面的で総合的な視点を備えた新しい手法や長期的な展望を得る知の創出を行い、それらを基に、柔軟な解決策を見出すために、総合的な対応を行う見識を持った地域・社会に貢献する有為な人材を養成すること。

（職員組織）

第3条の2 本学に教員、事務局職員その他の職員を置く。

2 その他本学の職員組織については、別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第5条 学年を分けて次の2学期とする。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、後期に属する授業科目の開始日は別に定める。

(休業日)

第6条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 開学記念日 6月19日

(4) 夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日は、別に定める。

2 学長は、特別の必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休業し、又は休業日においても授業を行うことができる。

第4章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第7条 修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第8条 学生は、8年を超えて在学することはできない。ただし、第14条から第16条までの規定に基づき入学した学生は、第17条の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

第5章 入学

(入学の時期)

第9条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、次条第3号から第5号までのいずれかに該当する者及び第14条から第16条までの規定に基づき入学する者については、学期の始めとすることができる。

(入学の資格)

第10条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
 - (8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
- （入学の出願）

第11条 本学に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、入学願書に別に定める書類を添えて学長に提出しなければならない。

（入学者の選考）

第12条 入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第13条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、別に定める書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の規定による入学手続を完了した者に入学を許可する。

（編入学）

第14条 学長は、次の各号のいずれかに該当する入学志願者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 他の大学を卒業し、又は退学した者
- (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）
- (4) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に規定する従前の規

定による高等学校、専門学校、教員養成諸学校等の課程を修了し、又はこれらの学校を卒業した者

(5) 高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）

（転入学）

第15条 学長は、他の大学に在籍している者で本学に転入学を志願するものがあるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

（再入学）

第16条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者で本学に再入学を志願するものがあるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(1) 第31条の規定により退学した者

(2) 第32条第3号の規定に基づき除籍された者（未納の授業料を納付した者に限る。）

(3) 第33条の規定により卒業した者

（編入学等の場合の取扱い）

第17条 前3条の規定に基づき入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

第6章 授業科目、履修方法等

（授業科目）

第18条 本学の授業科目の種類及び単位数は、別表第1のとおりとする。

2 前項の授業科目の履修方法その他必要な事項は、別に定める。

第18条の2 前条第1項のうち、特定の分野又は課題に関する科目で編成する教育課程（以下「副専攻」という。）を開設し、その学修成果を認定することができる。

2 副専攻に関し必要な事項は、別に定める。

（単位の計算方法）

第19条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を教室内及び教室外を合わせて45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目の単位の計算方法については、これらに必要な学修等を考慮して、別に定める。

(単位の授与)

第20条 授業科目を履修し、その試験に合格した学生には、所定の単位を与える。ただし、前条第2項の授業科目については、必要な学修の成果を評価して所定の単位を与える。

- 2 岩手県立大学大学院学則第13条の4の規定に基づき、本学において授業科目(基盤教育科目を除く。)を履修した学生に、所定の単位を与えることができる。

(成績の評価)

第21条 前条の試験の成績は、秀、優、良、可又は不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。ただし、特別の必要があるときは、その他の評語をもって成績を表わすことができる。

(他の学部、大学等における授業科目の履修等)

第22条 本学が教育上有益と認めるときは、他の学部又は大学、専門職大学若しくは短期大学との協議に基づき、学生に当該学部又は大学、専門職大学若しくは短期大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定に基づき修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第23条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定に基づき与えることができる単位数は、前条第2項の規定に基づき本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第24条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学(以下「大学等」という。)において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条又は短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)第17条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定に基づき修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外の単位については、第22条第2項及び前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(外国の大学等における授業科目の履修)

第24条の2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この項において同じ。）又は短期大学に留学した場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修した場合において、これらを本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定に基づき修得したとみなすことができる単位数は、第22条第2項の規定により本学において履修したものとみなすことができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 第1項の規定により修得したものとみなす授業科目は、学生が休学期間中に履修した授業科目を含むものとする。

(大学院授業科目の履修)

第24条の3 学生が本学大学院に進学を志望し、本学が教育上有益と認めるときは、学生は、進学を志望する本学大学院研究科の長の承認を得て、当該研究科の授業科目を履修することができる。

2 学生が、本学大学院の研究科の授業科目を履修することに関し必要な事項は、別に定める。

第7章 休学、復学、転学、転学部、転学科、留学、退学及び除籍

(休学)

第25条 疾病その他の理由により引き続き2月以上修学することができない学生は、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる学生に対して、休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第26条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学の期間の延長を認めることができる。

2 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学の期間は、第7条の修業年限及び第8条の在学年限に算入しない。

(復学)

第27条 第25条の規定に基づき休学した学生は、休学の期間が満了したとき、又は休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第28条 他の大学等に入学又は転入学を志願する学生は、学長の許可を受けなければならない。

(転学部及び転学科)

第29条 学長は、他の学部又は同一の学部の他の学科に転学部又は転学科を志願する学生があるときは、選考の上、これを許可することができる。

(留学)

第30条 外国の大学等で学修することを志願する学生は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第33条第1項に定める在学期間に含めることができる。

3 第22条の規定は、外国の大学等への留学について準用する。

(退学)

第31条 退学しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第32条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生を除籍することができる。

- (1) 第8条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第26条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 死亡した者又は長期にわたり行方不明の者

第8章 卒業、学位及び資格

(卒業)

第33条 本学に4年(第14条から第16条までの規定に基づき入学した学生については、第17条の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、別表第2に定める授業科目の履修及び単位数の修得をした学生については、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した学生に対して、卒業証書を授与する。

(学位)

第34条 卒業した者には次の表の左欄に掲げる学部の区分に応じ、同表の右欄に掲げる学位を授与する。

学 部	学 位
看護学部	学士(看護学) Bachelor of Nursing Science
社会福祉学部	学士(社会福祉学) Bachelor of Social Welfare
ソフトウェア情報学部	学士(ソフトウェア情報学)

	Bachelor of Science in Software and Information Science
総合政策学部	学士（総合政策学） Bachelor of Arts in Policy Studies

2 前項に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

（資格）

第35条 法令等に定める所定の授業科目の単位を修得し、次の表の左欄に掲げる学部の同表の中欄に掲げる学科を卒業した者は、同表の右欄に掲げる資格等を取得することができる。

学部	学科	資格等
看護学部	看護学科	保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験の受験資格
社会福祉学部	社会福祉学科	社会福祉士試験及び精神保健福祉士試験の受験資格
	人間福祉学科	社会福祉士試験及び精神保健福祉士試験の受験資格並びに公認心理師試験の受験資格（うち大学で履修する科目）並びに保育士の資格

2 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する所定の授業科目の単位を修得し、次の表の左欄に掲げる学部の同表の中欄に掲げる学科を卒業した者は、同表の右欄に掲げる資格を取得することができる。

学部	学科	資格等
看護学部	看護学科	高等学校教諭一種免許状（保健）及び養護教諭一種免許状
ソフトウェア情報学部	ソフトウェア情報学科	中学校教諭一種免許状（数学）、高等学校教諭一種免許状（数学）及び高等学校教諭一種免許状（情報）

3 前2項の授業科目の履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 賞罰

（表彰）

第36条 学長は、学生として表彰に価する行為があった者を表彰することができる。

（懲戒）

第37条 学長は、この規則その他の規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした学生を懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学の処分とする。

3 退学の処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- （1） 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- （2） 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- （3） 正当な理由がなく、出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 2月以上の停学の期間は、第7条の修業年限に算入しない。

5 停学の期間は、第8条の在学年限に算入する。

第10章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生、研修員及び外国人留学生
(科目等履修生)

第38条 学長は、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 前項の授業科目を履修した科目等履修生には、単位を与えることができる。

(聴講生)

第39条 学長は、本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生)

第40条 学長は、他の大学等の学生で本学において授業科目を履修することを志願するものがあるときは、当該他の大学等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 前項の授業科目を履修した特別聴講学生には、単位を与えることができる。

(研究生)

第41条 学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

(研修員)

第42条 学長は、地方公共団体、学校等から特定の事項についての研修希望者を修学させたいとの願い出があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、選考の上、研修員として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第43条 学長は、外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願するものがあるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

(科目等履修生等に関する規定)

第44条 この章に定めるもののほか、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生、研修員及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 受託研究員

第45条 学長は、特定の専門事項について研究を行うために本学に研究者を派遣しようとするものから、派遣の願い出があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、選考の上、受託研究員として職員の受入れを許可することができる。

2 受託研究員に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 共同研究等

(共同研究及び受託研究)

第46条 学術研究を通して民間企業等との交流・連携を図り、社会に対して貢献するため、本学において共同研究及び受託研究を行うことができる。

2 共同研究及び受託研究に関し必要な事項は、別に定める。

(民間等共同研究員)

第47条 学長は、民間企業等から本学の教員と共同研究を行うために研究者の派遣の願い出があったときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、民間等共同研究員として受入れを許可することができる。

2 民間等共同研究員に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 授業料等

第48条 本学の授業料、聴講料、入学検定料及び入学料の額、納付方法等については、別に定める。

第14章 公開講座等

(公開講座)

第49条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座のうち、本学に企業・団体等からの寄附金又は講義担当者の派遣等により開設する講座の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(寄附講義)

第50条 本学に企業・団体等からの寄附金又は講義担当者の派遣等による寄附講義を開設することができる。

2 寄附講義の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第15章 雑則

第51条 この規則の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日現在岩手県立大学等条例（平成9年条例第80号）に基づき設置された岩手県立大学（以下「旧大学」という。）に在学する学生で、平成17年4月1日以降も旧大学に在学する予定であった者は、別に当該学生が意思表示をしない限り、平成17年4月1日に公立大学法人岩手県立大学が設置する本学に承継し、この学則を適用する。この場合において、当該学生の授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、当該者の属する年次の在学生の例による。

附 則（平成18年3月16日 学則第1号）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際現に在学している者（以下「在学生」という。）の授業科目の履修及び単位の修得、卒業に必要な単位数並びに取得することができる資格については、この学則による改正後の岩手県立大学学則（以下「改正後の学則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、当該者の属する年次の在学生の例による。
- 4 附則第2項の規定にかかわらず、在学生は、改正後の学則別表第1に規定する授業科目のうち、学長が別に定める授業科目を履修することができる。

附 則（平成19年3月23日 学則第2号）

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際現に在学している者（以下「在学生」という。）の授業科目の履修及び単位の修得、卒業に必要な単位数並びに取得することができる資格については、この学則による改正後の岩手県立大学学則（以下「改正後の学則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、当該者の属する年次の在学生の例による。
- 4 附則第2項の規定にかかわらず、在学生は、改正後の学則別表第1に規定する授業科目のうち、学長が別に定める授業科目を履修することができる。

附 則（平成20年 3 月14日 学則第 2 号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置等）
- 2 この学則の施行の際現に在学している者（以下「在學生」という。）の授業科目の履修及び単位の修得、卒業に必要な単位数並びに取得することができる資格については、この学則による改正後の岩手県立大学学則（以下「改正後の学則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、当該者の属する年次の在學生の例による。
- 4 第2項の規定にかかわらず、在學生は、改正後の学則別表第1に規定する授業科目のうち、学長が別に定める授業科目を履修することができる。
- 5 前3項に規定するもののほか、この学則の施行に伴い必要な経過措置は、学長が定める。

附 則（平成21年 3 月30日 学則第 2 号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置等）
- 2 この学則の施行の際現に在学している者（以下「在學生」という。）の授業科目の履修及び単位の修得、卒業に必要な単位数並びに取得することができる資格については、この学則による改正後の岩手県立大学学則（以下「改正後の学則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、当該者の属する年次の在學生の例による。
- 4 第2項の規定にかかわらず、在學生は、改正後の学則別表第1に規定する授業科目のうち、学長が別に定める授業科目を履修することができる。
- 5 前3項に規定するもののほか、この学則の施行に伴い必要な経過措置は、学長が定める。

附 則（平成22年 3 月26日 学則第 2 号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置等)
- 2 この学則の施行の際現に在学している者（以下「在學生」という。）の授業科目の履修及び単位の修得、卒業に必要な単位数並びに取得することができる資格については、この学則による改正後の岩手県立大学学則（以下「改正後の学則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、当該者の属する年次の在學生の例による。
- 4 第2項の規定にかかわらず、在學生は、改正後の学則別表第1に規定する授業科目のうち、学長が別に定める授業科目を履修することができる。
- 5 前3項に規定するもののほか、この学則の施行に伴い必要な経過措置は、学長が定める。

附 則（平成22年9月30日 学則第5号）

この学則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年1月31日 学則第1号）

この学則は、平成23年2月1日から施行する。

附 則（平成23年3月23日 学則第6号）

(施行期日)

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
(経過措置等)
- 2 この学則の施行の際現に在学している者（以下「在學生」という。）の授業科目の履修及び単位の修得、卒業に必要な単位数並びに取得することができる資格については、この学則による改正後の岩手県立大学学則（以下「改正後の学則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
ただし、改正後の学則別表第1に規定する授業科目のうち、幼児教育方法論については、平成21年度以降に入学した者（編入学した者にあつては平成23年度以降に入学した者）について適用する。
- 3 この学則の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、当該者の属する年次の在學生の例による。
- 4 第2項の規定にかかわらず、在學生は、改正後の学則別表第1に規定する授業科目の

うち、学長が別に定める授業科目を履修することができる。

- 5 前3項に規定するもののほか、この学則の施行に伴い必要な経過措置は、学長が定める。

附 則（平成24年3月28日 学則第2号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
（経過措置等）
- 2 この学則の施行の際現に在学している者（以下「在學生」という。）の授業科目の履修、単位の修得及び成績の評価、卒業に必要な単位数並びに取得することができる資格については、この学則による改正後の岩手県立大学学則（以下「改正後の学則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の履修、単位の修得及び成績の評価並びに卒業に必要な単位数については、当該者の属する年次の在學生の例による。
- 4 第2項の規定にかかわらず、在學生は、改正後の学則別表第1に規定する授業科目のうち、学長が別に定める授業科目を履修することができる。
- 5 前3項に規定するもののほか、この学則の施行に伴い必要な経過措置は、学長が定める。

附 則（平成25年3月29日 学則第3号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
（経過措置等）
- 2 この学則の施行の際現に在学している者（以下「在學生」という。）の授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、この学則による改正後の岩手県立大学学則（以下「改正後の学則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の学則第24条の2の規定の適用については、この限りでない。
- 3 この学則の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、当該者の属する年次の在學生の例による。
- 4 第2項の規定にかかわらず、在學生は、改正後の学則別表第1に規定する授業科目のうち、学長が別に定める授業科目を履修することができる。
- 5 前3項に規定するもののほか、この学則の施行に伴い必要な経過措置は、学長が定める。

附 則（平成25年4月18日 学則第6号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
（経過措置等）
- 2 この学則による改正前の社会福祉学部福祉臨床学科の名称及び社会福祉学部福祉経営学科は、この学則による改正後の岩手県立大学学則（以下「改正後の学則」という。）第3条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 この学則の施行の際現に在学している者（以下「在学生」という。）の授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この学則の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、当該者の属する年次の在学生の例による。
- 5 改正後の学則第3条第1項の規定にかかわらず平成26年度から平成28年度までの間における社会福祉学部 zu 置く学科の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成26年度	平成27年度	平成28年度
社会福祉学部	社会福祉学科	50名	100名	155名
	人間福祉学科 （福祉臨床学科）	185名	180名	175名
	福祉経営学科	145名	100名	50名
	計	380名	380名	380名

- 6 第2項の規定にかかわらず、在学生は、改正後の学則別表第1に規定する授業科目のうち、学長が別に定める授業科目を履修することができる。
- 7 前5項に規定するもののほか、この学則の施行に伴い必要な経過措置は、学長が定める。

附 則（平成25年8月23日 学則第7号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日 学則第2号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置等)
- 2 この学則の施行の際現に在学している者（以下「在学生」という。）の授業科目の履修及び修得並びに卒業に必要な単位数については、この学則の改正後の岩手県立大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、当該者の属する年次の在学生の例による。
- 4 前 3 項の規定によるもののほか、この学則の施行に伴い必要な経過措置は、学長が定める。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日 学則第 1 号）
(施行期日)

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置等)
- 2 この学則の施行の際現に在学している者（以下「在学生」という。）の授業科目の履修及び修得並びに卒業に必要な単位数については、この学則の改正後の岩手県立大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、当該者の属する年次の在学生の例による。
- 4 前 2 項の規定によるもののほか、この学則の施行に伴い必要な経過措置は、学長が定める。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日 学則第 1 号）
(施行期日)

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置等)
- 2 この学則の施行の際現に在学している者（以下「在学生」という。）の授業科目の履修及び修得並びに卒業に必要な単位数については、この学則の改正後の岩手県立大学学則の規定（以下「改正後の学則」という。）にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、在学生は、改正後の学則別表第 1 に規定する授業科目のうち、学長が別に定める授業科目を履修することができる。
- 4 この学則の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、当該者の属する年次の在

学生の例による。

- 5 前3項の規定によるもののほか、この学則の施行に伴い必要な経過措置は、学長が定める。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日 学則第 1 号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置等）
- 2 この学則の施行の際現に在学している者（以下「在學生」という。）の授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、この学則の改正後の岩手県立大学学則（以下「改正後の学則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、在學生は、改正後の学則別表第 1 に規定する授業科目のうち、学長が別に定める授業科目を履修することができる。
- 4 この学則の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、当該者の属する年次の在學生の例による。
- 5 前3項の規定によるもののほか、この学則の施行に伴い必要な経過措置は、学長が定める。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日 学則第 1 号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置等）
- 2 この学則の施行の日前から引き続いて在学している者（以下「在學生」という。）の授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、この学則による改正後の岩手県立大学学則の規程にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、当該者の属する年次の在學生の例による。
- 4 前2項の規定によるもののほか、この学則の施行に伴い必要な経過措置は、学長が定める。

附 則（平成 30 年 8 月 31 日 学則第 5 号）

この学則は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 20 日 学則第 1 号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置等）
- 2 この学則の施行の日前から引き続いて在学している者（以下「在学生」という。）の授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数並びに取得することができる資格については、この学則による改正後の岩手県立大学学則（以下「改正後の学則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 30 年度に社会福祉学部に入学者（編入学を除く。）した者のうち公認心理師基礎課程に登録する者（以下「公認心理師基礎課程登録者」という。）については、附則別表第 1 のとおり、この学則による改正前の岩手県立大学学則別表第 1 の 3 に規定する授業科目に代えて改正後の学則別表第 1 の 3 に規定する授業科目を適用するものとする。また、公認心理師基礎課程登録者は、改正後の学則別表第 1 の 3 に規定する授業科目のうち附則別表第 2 の授業科目を履修することができる。ただし、履修した科目は卒業に必要な単位数に算入することができない。
- 4 この学則の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、当該者の属する年次の在学生の例による。
- 5 前 3 項の規定によるもののほか、この学則の施行に伴い必要な経過措置は、学長が定める。

附則別表第 1

改正前の学則別表第 1 の授業科目	改正後の学則別表第 1 の授業科目
精神医学Ⅰ	精神疾患とその治療Ⅰ
教育心理学	教育心理学（教育・学校心理学）
精神医学Ⅱ	精神疾患とその治療Ⅱ
認知心理学	知覚・認知心理学
社会心理学	社会心理学（社会・集団・家族心理学）
臨床心理学	臨床心理学概論
障害者の心理	障害者・障害児心理学
犯罪非行心理学	司法・犯罪心理学
生理心理学	神経・生理心理学
感情心理学	感情・人格心理学
心理統計学	心理学統計法
臨床心理診断法	心理的アセスメント

カウンセリング	心理学的支援法
人間関係論	人間関係論（産業・組織心理学）
心理学基礎実験	心理学実験

附則別表第2

心理学概論
人体の構造と機能及び疾病
福祉心理学
健康・医療心理学
学習・言語心理学
公認心理師の職責
関係行政論
心理演習Ⅰ
心理演習Ⅱ
心理実習（指導）
心理実習

附 則（令和2年3月27日 学則第1号）

（施行期日）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置等）

- 2 この学則の施行の日前から引き続いて在学している者（以下「在学生」という。）の授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、この学則による改正後の岩手県立大学学則の規程にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、当該者の属する年次の在学生の例による。
- 4 前2項の規定によるもののほか、この学則の施行に伴い必要な経過措置は、学長が定める。

附 則（令和3年3月23日 学則第1号）

（施行期日）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置等)

- 2 この学則の施行の日前から引き続いて在学している者（以下「在學生」という。）の授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、この学則による改正後の岩手県立大学学則の規程にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和元年度及び令和２年度に入学（編入学を除く。）した者は、改正後の学則別表第１に規定する授業科目のうち、学長が別に定める授業科目を履修することができる。
- 4 この学則の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、当該者の属する年次の在學生の例による。
- 5 前３項の規定によるもののほか、この学則の施行に伴い必要な経過措置は、学長が定める。

附 則（令和４年３月２３日 学則第２号）

(施行期日)

- 1 この学則は、令和４年４月１日から施行する。

(経過措置等)

- 2 この学則の施行の日前から引き続いて在学している者（以下「在學生」という。）の授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、この学則による改正後の岩手県立大学学則の規程にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和２年度及び令和３年度に入学（編入学を除く。）した者は、改正後の学則別表第１に規定する授業科目のうち、学長が別に定める授業科目を履修することができる。
- 4 この学則の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、当該者の属する年次の在學生の例による。
- 5 前３項の規定によるもののほか、この学則の施行に伴い必要な経過措置は、学長が定める。

附 則（令和５年３月３０日 学則第２号）

(施行期日)

- 1 この学則は、令和５年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の日前から引き続いて在学している者（以下「在學生」という。）の授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、この学則による改正後

の岩手県立大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この学則の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、当該者の属する年次の在学生の例による。
- 4 前2項の規定によるもののほか、この学則の施行に伴い必要な経過措置は、学長が定める。

別表第1（第18条関係）

1 看護学部看護学科

授業科目				単位数			備考
				必修	選択	自由	
基盤教育科目	基礎科目	入門科目	大学で学ぶ・大学を学ぶ	2			必修 4単位
			基礎教養入門Ⅰ	1			
			基礎教養入門Ⅱ	1			
		英語	英語基礎演習Ⅰ	1			必修 8単位
			英語実践演習Ⅰ	1			
			英語基礎演習Ⅱ	1			
			英語実践演習Ⅱ	1			
			英語基礎演習Ⅲ	1			
			英語実践演習Ⅲ	1			
			英語基礎演習Ⅳ	1			
			英語実践演習Ⅳ	1			
		情報処理	情報リテラシー	2			必修 2単位
		保健体育	健康科学		2		選択 1単位以上
			体育実技		1		
	国際教養	地域教養	地域理解	人間と職業	2		選択 地域教養・国際教養から4単位、基盤教養・課題別教養から4単位を含めて計12単位以上 （「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」、「日本語Ⅲ」及び「日本語Ⅳ」は、第43条に規定する外国人留学生のみ履修できる。）
				地域社会と健康	2		
				コミュニティ形成の理論と実践	2		
				地域と情報	2		
				地域社会とボランティア	2		
				地域コミュニティとまちづくり	2		
				異文化間接触と多文化共生	2		
			地域学習	いわて学A	2		
				いわて学B	2		
				観光による岩手の地域活性化	2		
				いわて創造学習Ⅰ	4		
				いわて創造学習Ⅱ	2		
				いわて創造実践演習	2		
				キャリア地域学習	2		
		外国語	外国語	中国語Ⅰ	2		
				中国語Ⅱ	2		
				韓国語Ⅰ	2		
				韓国語Ⅱ	2		
				ドイツ語Ⅰ	2		
				ドイツ語Ⅱ	2		
				フランス語Ⅰ	2		
				フランス語Ⅱ	2		
				スペイン語Ⅰ	2		
				スペイン語Ⅱ	2		
				応用外国語A	2		
				応用外国語B	2		
				応用外国語C	2		
				応用外国語D	2		
				応用外国語E	2		
				応用外国語F	2		
				語学研修Ⅰ		2	
				語学研修Ⅱ		2	
				日本語Ⅰ		2	
				日本語Ⅱ		2	
				日本語Ⅲ		2	
				日本語Ⅳ		2	
		グローバル理解	グローバル理解	グローバル理解入門	2		
				国際社会A	2		
				国際社会B	2		
				国際社会C	2		
				国際社会D	2		
				国際社会E	2		
				国際社会F	2		
				国際文化A	2		
				国際文化B	2		
				国際文化C	2		
				国際文化D	2		
				国際文化E	2		

			国際文化 F 国際演習 A 国際演習 B グローバル理解演習		2 2 2 2		
		基盤教養	哲学の世界 芸術学の世界 文学の世界 歴史学の世界 宗教学の世界 社会学の世界 教育学の世界 物理学の世界 化学の世界 生物学の世界 地球科学の世界 地理学の世界 体育学・スポーツの世界 心理学の世界 数学の世界 確率の世界 経営学の世界 生態学の世界 法学の世界 政治学の世界 経済学の世界		2 2		
		課題別教養	自己と他者 個と集団 科学技術と倫理 環境と疾病 ジェンダーと文化 開発と環境 災害と被災者支援 フィールドで問う 障害者の就労と支援 女性・子どもと環境 共生社会について考える 現代社会と依存症 労働を取り巻く課題 データサイエンス入門 データサイエンス応用Ⅰ データサイエンス応用Ⅱ		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		
専門科目	「生きる」を支えるための知識に関する科目		形態機能学Ⅰ 生化学 統計学の基礎 形態機能学Ⅱ 栄養代謝学 感染免疫学 病因病態学 感染看護学 健康と環境 看護倫理Ⅰ 薬理代謝学 臨床病態治療学Ⅰ 公衆衛生学 臨床病態治療学Ⅱ 看護情報学 保健医療福祉行政論Ⅰ 看護倫理Ⅱ	2 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 2 1 2		1	必修 21単位 選択 「生きる」を支えるための知識に関する科目、「生きる」を支える学問としての看護の探究・発展に関する科目から4単位以上。ただし、4単位までは保健学科目又は助産学科目の修得単位をもって充てることができる。
	「生きる」人としての対象理解に関する科目		看護学序論 看護対人援助論 老年看護学概論 看護コミュニケーション論 地域・在宅看護論 成人看護学概論 小児看護学概論	1 1 1 1 2 2 1			必修 13単位

	目	小児発達看護論	1			
		母性看護学概論	1			
		精神看護学概論	1			
		国際文化看護論	1			
	「生きる」人を支える方法に関する科目	看護展開論Ⅰ	1			必修 25単位
		クオリティマネジメントⅠ	1			
		看護展開論Ⅱ	1			
		フィジカルアセスメントⅠ	1			
		老年臨床看護論Ⅰ	2			
		災害看護論	1			
		フィジカルアセスメントⅡ	1			
		地域・家族ケア論	1			
		成人慢性期看護論	2			
		小児臨床看護論Ⅰ	1			
		母性臨床看護論Ⅰ	1			
		精神臨床看護論Ⅰ	2			
		在宅ケア論Ⅰ	1			
		成人急性期看護論	2			
		老年臨床看護論Ⅱ	1			
		小児臨床看護論Ⅱ	1			
		母性臨床看護論Ⅱ	2			
		精神臨床看護論Ⅱ	1			
		エンドオブライフケア論	1			
		在宅ケア論Ⅱ	1			
	「生きる」を支える看護実践に関する科目	看護援助技術論Ⅰ	2			必修 26単位
		基礎看護学実習Ⅰ	1			
		看護援助技術論Ⅱ	1			
		基礎看護学実習Ⅱ	2			
		地域・在宅看護実習	2			
		成人看護学実習	3			
		老年看護学実習	3			
		小児看護学実習	3			
		母性看護学実習	3			
		精神看護学実習	3			
		看護学総合実習	3			
	「生きる」を支える学問としての看護の探究・発展に関する科目	看護教育論	1			必修 9単位 選択 「生きる」を支えるための知識に関する科目、「生きる」を支える学問としての看護の探究・発展に関する科目から4単位以上。ただし、4単位までは保健学科目又は助産学科目の修得単位をもって充てることができる。
		いわて地域ヘルスケア探究Ⅰ	1			
		いわて地域ヘルスケア探究Ⅱ	1			
		看護管理論	1			
		看護研究入門	1			
		卒業研究	4			
		学校保健看護論		1		
		学校看護学		2		
		学校健康相談活動		1		
		国際文化看護論演習		1		
		クオリティマネジメントⅡ		1		
		看護キャリア論		1		
		看護技術統合演習		1		
		精神リハビリテーション論		1		
		看護情報管理論		1		
	保健学科目	保健医療福祉行政論Ⅱ			2	保健師国家試験受験資格取得希望者のみ履修する。
		保健統計学			1	
		公衆衛生看護活動論Ⅰ			2	
		学校保健・産業保健論			2	
		疫学			2	
		公衆衛生看護活動論Ⅱ			2	
		公衆衛生看護活動論Ⅲ			2	
		公衆衛生看護活動論Ⅳ			2	
		公衆衛生看護学実習			3	
	助産学	地域母子保健論Ⅰ			1	助産師国家試験受験資格取得希望者のみ履修する。
		助産学概論Ⅰ			1	
		助産診断技術学Ⅰ			1	
		助産学概論Ⅱ			1	
		地域母子保健論Ⅱ			1	
		助産診断技術学Ⅱ			2	
		助産診断技術学Ⅲ			2	

	科目		助産診断技術学Ⅳ 助産診断技術学Ⅴ 助産学実習Ⅰ 助産診断技術学Ⅵ 助産管理学 助産学実習Ⅱ			1 2 2 2 2 9	
	教職科目		食品栄養学 教育原理 発達と学習 特別支援教育論 教育課程論 進路指導論 道徳教育論 教育行政学 教育相談論 生徒指導論 日本国憲法 総合的な学習の時間の指導法 教育方法論 教職概論 特別活動論 保健科教育法Ⅰ 保健科教育法Ⅱ 教育実習Ⅰ 教育実習Ⅱ 教職実践演習 教職実践演習（養護教諭） 事前事後指導 養護実習			1 2 2 1 2 1 1 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 2 1 4	高等学校教諭一種免許状（保健）及び養護教諭一種免許状取得希望者のみ履修する。

2 社会福祉学部社会福祉学科

授業科目				単位数			備考	
				必修	選択	自由		
基礎教育科目	基礎科目	入門科目	大学で学ぶ・大学を学ぶ	2			必修 4単位	
			基礎教養入門Ⅰ	1				
			基礎教養入門Ⅱ	1				
		英語	英語基礎演習Ⅰ	1			必修 8単位	
			英語実践演習Ⅰ	1				
			英語基礎演習Ⅱ	1				
	英語実践演習Ⅱ		1					
	英語基礎演習Ⅲ		1					
	英語実践演習Ⅲ		1					
	英語基礎演習Ⅳ		1					
	英語実践演習Ⅳ		1					
	情報処理	情報リテラシー	2			必修 2単位		
	保健体育	健康科学		2		選択 1単位以上		
		体育実技		1				
	基盤教育科目	地域教養	地域理解	人間と職業		2	選択 地域教養・国際教養から4単位、基盤教養・課題別教養から4単位を含めて計14単位以上 （「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」、「日本語Ⅲ」及び「日本語Ⅳ」は、第43条に規定する外国人留学生のみ履修できる。）	
				地域社会と健康		2		
				コミュニティ形成の理論と実践		2		
				地域と情報		2		
				地域社会とボランティア		2		
				地域コミュニティとまちづくり		2		
				異文化間接触と多文化共生		2		
			地域学習	いわて学A		2		
				いわて学B		2		
				観光による岩手の地域活性化		2		
				いわて創造学習Ⅰ		4		
				いわて創造学習Ⅱ		2		
				いわて創造実践演習		2		
				キャリア地域学習		2		
国際教養		外国語	中国語Ⅰ		2			
			中国語Ⅱ		2			
			韓国語Ⅰ		2			
			韓国語Ⅱ		2			
			ドイツ語Ⅰ		2			
			ドイツ語Ⅱ		2			
			フランス語Ⅰ		2			
			フランス語Ⅱ		2			
			スペイン語Ⅰ		2			
			スペイン語Ⅱ		2			
			応用外国語A		2			
			応用外国語B		2			
			応用外国語C		2			
			応用外国語D		2			
			応用外国語E		2			
			応用外国語F		2			
			語学研修Ⅰ				2	
			語学研修Ⅱ				2	
			日本語Ⅰ				2	
			日本語Ⅱ				2	
			日本語Ⅲ				2	
			日本語Ⅳ				2	
教養科目	グローバル理解	グローバル理解入門		2				
		国際社会A		2				
		国際社会B		2				
		国際社会C		2				
		国際社会D		2				
		国際社会E		2				
		国際社会F		2				
		国際文化A		2				
		国際文化B		2				
		国際文化C		2				
		国際文化D		2				
		国際文化E		2				
		国際文化F		2				
		国際演習A		2				
		国際演習B		2				
		グローバル理解演習		2				
				哲学の世界			2	
				芸術学の世界			2	

		基 盤 教 養	文学の世界		2		
			歴史学の世界		2		
			宗教学の世界		2		
			社会学の世界		2		
			教育学の世界		2		
			物理学の世界		2		
			化学の世界		2		
			生物学の世界		2		
			地球科学の世界		2		
			地理学の世界		2		
			体育学・スポーツの世界		2		
			看護学の世界		2		
			数学の世界		2		
			確率の世界		2		
			経営学の世界		2		
			生態学の世界		2		
		課 題 別 教 養	自己と他者		2		
			個と集団		2		
			科学技術と倫理		2		
			環境と疾病		2		
			ジェンダーと文化		2		
			開発と環境		2		
			災害と被災者支援		2		
			フィールドで問う		2		
			障害者の就労と支援		2		
			女性・子どもと環境		2		
			共生社会について考える		2		
			現代社会と依存症		2		
			労働を取り巻く課題		2		
			データサイエンス入門		2		
			データサイエンス応用Ⅰ		2		
			データサイエンス応用Ⅱ		2		
		専 門 基 礎 科 目Ⅰ	社会福祉原論Ⅰ	2			必修 14単位
			社会福祉の基礎A	2			
			社会福祉の基礎B	2			
			ソーシャルワーク入門	2			
			ソーシャルワーク演習Ⅰ	2			
			社会福祉基礎演習	2			
			社会福祉原論Ⅱ	2			
			心理学概論	2			
		専 門 基 礎 科 目Ⅱ	社会学	2			必修 10単位 選択 4単位以上
			法学Ⅰ	2			
			人体の構造と機能及び疾病	2			
			統計学	2			
			教育原理		2		
			法学Ⅱ		2		
			政治学		2		
			経済学		2		
			文化人類学		2		
			児童福祉論Ⅰ		2		
		基 幹 科 目Ⅰ	障害者福祉論		2		選択 20単位以上
			ケア論		2		
			精神疾患とその治療Ⅰ		2		
			社会保障論Ⅰ		2		
			調査技法		2		
			ソーシャルワーク論Ⅰ		2		
			地域福祉論		2		
			公的福祉経営論		2		
			ソーシャルワーク論Ⅱ		2		
			公的扶助論		2		
			児童福祉論Ⅱ		2		
			高齢者福祉論		2		
			社会保障論Ⅱ		2		
			精神保健福祉の原理Ⅰ		2		
			精神保健学Ⅰ		2		
			福祉サービス論		2		
			保健医療と福祉		2		
			福祉心理学		2		
			教育心理学（教育・学校心理学）		2		選択 10単位以上
			保育原理		2		
			教育福祉論		2		
			福祉工学		2		
			国際社会福祉論		2		

		経営学		2		
		精神疾患とその治療Ⅱ		2		
		知覚・認知心理学		2		
		社会心理学（社会・集団・家族心理学）		2		
		福祉臨床医学		2		
		社会的養護Ⅰ		2		
		社会福祉情報論		2		
		地域社会学		2		
		行政学		2		
		企業福祉論		2		
		リハビリテーション論		2		
		発達心理学		2		
		家族社会学		2		
		臨床心理学概論		2		
		家族臨床論		2		
		障害者・障害児心理学		2		
		社会福祉データ解析		2		
		生活支援方法論		2		
		権利擁護と成年後見		2		
		介護福祉演習Ⅰ		2		
		介護福祉演習Ⅱ		3		
展開科目	福祉政策系科目	社会福祉経済論		2		必修単位を含め22単位以上を以下のように修得すること。 ・学科共通の展開科目から必修を含めて8単位。 ・所属する教育系の展開科目から6単位以上。 ・所属する教育系以外の社会福祉学科の展開科目から4単位以上。 ・残りについては、社会福祉学科の展開科目から選択する。ただし、人間福祉学科の展開科目または他の学部もしくは他の大学の科目を4単位まで振り替えることができる。
		社会政策システム論		2		
		現代社会生活論		2		
		社会福祉国際比較論		2		
		地方福祉行政論		2		
		地域ケアシステム論		2		
		司法福祉		2		
	コミュニティ福祉系科目	ユニバーサルサービス論		2		専門演習Ⅰ・Ⅱの履修は所属する教育系の指示による。 *印の科目はいずれか1科目を選択履修すること。
		地域福祉サービス論		2		
		社会貢献論		2		
		ユニバーサルデザイン論		2		
		コミュニティ組織論		2		
		精神保健福祉制度論		2		
	臨床福祉系科目	対象者理解論		2		
		臨床ソーシャルワークの展開		2		
		福祉実践分析		2		
		医療ソーシャルワーク論		2		
		当事者・家族支援論		2		
	学科共通	専門演習Ⅰ	2			
		専門演習Ⅱ	2			
福祉調査基礎実習		2				
地域福祉調査実習			2*			
コミュニティ福祉サービス実習			2*			
発展科目		専門総括演習	4		必修8単位を含む8単位以上	
		卒業課題研究	4			
		現代福祉特講A		2		
		現代福祉特講B		2		
資格科目		社会福祉専門職論			2	社会福祉士受験資格、精神保健福祉士受験資格の取得希望者のみ各々の該当科目を履修する。
		ソーシャルワーク論Ⅲ			2	
		ソーシャルワーク論Ⅳ			2	
		ソーシャルワーク論Ⅴ			2	
		ソーシャルワーク演習Ⅱ			2	
		ソーシャルワーク演習Ⅲ			2	
		ソーシャルワーク演習Ⅳ			2	
		ソーシャルワーク演習Ⅴ			2	
		ソーシャルワーク実習指導Ⅰ			1	
		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ			1	
		ソーシャルワーク実習指導Ⅲ			1	
		ソーシャルワーク実習Ⅰ			2	
		ソーシャルワーク実習Ⅱ			4	
		精神保健学Ⅱ			2	
		精神保健福祉の原理Ⅱ			2	
		ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ			2	
		ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅱ			2	
		精神保健福祉援助演習Ⅰ			2	
		精神保健福祉援助演習Ⅱ			2	
		精神保健福祉援助演習Ⅲ			2	
		精神保健福祉援助実習指導Ⅰ			1	
		精神保健福祉援助実習指導Ⅱ			1	
		精神保健福祉援助実習指導Ⅲ			1	
		精神保健福祉援助実習			4	

3 社会福祉学部人間福祉学科

授業科目				単位数			備考
				必修	選択	自由	
基礎教育科目	基礎科目	入門科目	大学で学ぶ・大学を学ぶ	2			必修 4単位
			基礎教養入門Ⅰ	1			
			基礎教養入門Ⅱ	1			
		英語	英語基礎演習Ⅰ	1			必修 8単位
			英語実践演習Ⅰ	1			
			英語基礎演習Ⅱ	1			
			英語実践演習Ⅱ	1			
			英語基礎演習Ⅲ	1			
			英語実践演習Ⅲ	1			
			英語基礎演習Ⅳ	1			
			英語実践演習Ⅳ	1			
		情報処理	情報リテラシー	2			必修 2単位
		保健体育	健康科学		2		選択 1単位以上
			体育実技		1		
	基盤教育科目	地域教養	地域理解	人間と職業		2	選択 地域教養・国際教養から4単位、基盤教養・課題別教養から4単位を含めて計14単位以上 （「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」、「日本語Ⅲ」及び「日本語Ⅳ」は、第43条に規定する外国人留学生のみ履修できる。）
				地域社会と健康		2	
				コミュニティ形成の理論と実践		2	
				地域と情報		2	
				地域社会とボランティア		2	
				地域コミュニティとまちづくり		2	
				異文化間接触と多文化共生		2	
			地域学習	いわて学A		2	
				いわて学B		2	
				観光による岩手の地域活性化		2	
				いわて創造学習Ⅰ		4	
				いわて創造学習Ⅱ		2	
				いわて創造実践演習		2	
				キャリア地域学習		2	
		国際教養	外国語	中国語Ⅰ		2	
				中国語Ⅱ		2	
				韓国語Ⅰ		2	
				韓国語Ⅱ		2	
				ドイツ語Ⅰ		2	
				ドイツ語Ⅱ		2	
				フランス語Ⅰ		2	
				フランス語Ⅱ		2	
				スペイン語Ⅰ		2	
				スペイン語Ⅱ		2	
				応用外国語A		2	
				応用外国語B		2	
				応用外国語C		2	
				応用外国語D		2	
				応用外国語E		2	
				応用外国語F		2	
				語学研修Ⅰ			2
				語学研修Ⅱ			2
				日本語Ⅰ			2
				日本語Ⅱ			2
				日本語Ⅲ			2
				日本語Ⅳ			2
		グローバル理解	グローバル理解	グローバル理解入門		2	
				国際社会A		2	
				国際社会B		2	
				国際社会C		2	
				国際社会D		2	
				国際社会E		2	
				国際社会F		2	
				国際文化A		2	
				国際文化B		2	
				国際文化C		2	
				国際文化D		2	
				国際文化E		2	
				国際文化F		2	
				国際演習A		2	
				国際演習B		2	
				グローバル理解演習		2	
			哲学の世界 芸術学の世界			2	
						2	

基幹科目Ⅱ		国際社会福祉論		2		
		経営学		2		
		精神疾患とその治療Ⅱ		2		
		知覚・認知心理学		2		
		社会心理学（社会・集団・家族心理学）		2		
		福祉臨床医学		2		
		社会的養護Ⅰ		2		
		社会福祉情報論		2		
		地域社会学		2		
		行政学		2		
		企業福祉論		2		
		リハビリテーション論		2		
		発達心理学		2		
		家族社会学		2		
		臨床心理学概論		2		
		家族臨床論		2		
		障害者・障害児心理学		2		
		社会福祉データ解析		2		
		生活支援方法論		2		
		権利擁護と成年後見		2		
		介護福祉演習Ⅰ		2		
介護福祉演習Ⅱ		3				
展開科目	生涯発達支援系科目	生涯発達臨床論		2	必修単位を含め22単位以上修得すること。 ただし、所属する教育系科目を16単位以上含めること。 また、所属学科以外の展開科目または他の学部もしくは他の大学の科目を4単位まで振り替えることができる。	
		保育者論		2		
		人間工学論		2		
		発達障害論		2		
		障害者ケア論		2		
		障害者就労支援論		2		
		生涯発達アセスメント法		2		
		育児支援論		2		
		認知症ケア論		2		
		精神障害リハビリテーション論		2		
		専門演習Ⅰ	2			
		専門演習Ⅱ	2			
		生涯発達支援研究法	2			
		生涯発達支援実習	2			
	福祉心理系科目	心理学研究法		2		
		司法・犯罪心理学		2		
		神経・生理心理学		2		
		感情・人格心理学		2		
		心理学統計法		2		
		心理的アセスメント		2		
		心理学的支援法		2		
		人間関係論（産業・組織心理学）		2		
		健康・医療心理学		2		
		学習・言語心理学		2		
		専門演習Ⅰ	2			
		専門演習Ⅱ	2			
		心理学実験	2			
心理学特殊実験	2					
発展科目	専門総括演習	4			必修8単位を含む8単位以上	
	卒業課題研究	4				
	現代福祉特講A		2			
	現代福祉特講B		2			
資格科目	社会福祉専門職論			2	社会福祉士受験資格、精神保健福祉士受験資格、保育士資格及び大学における公認心理師になるために必要な科目の修得希望者のみ各々の該当科目を履修する。	
	ソーシャルワーク論Ⅲ			2		
	ソーシャルワーク論Ⅳ			2		
	ソーシャルワーク論Ⅴ			2		
	ソーシャルワーク演習Ⅱ			2		
	ソーシャルワーク演習Ⅲ			2		
	ソーシャルワーク演習Ⅳ			2		
	ソーシャルワーク演習Ⅴ			2		
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ			1		
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ			1		
	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ			1		
	ソーシャルワーク実習Ⅰ			2		
	ソーシャルワーク実習Ⅱ			4		
	精神保健学Ⅱ			2		
	精神保健福祉の原理Ⅱ			2		
	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ			2		
	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅱ			2		
	精神保健福祉援助演習Ⅰ			2		

	精神保健福祉援助演習Ⅱ			2	
	精神保健福祉援助演習Ⅲ			2	
	精神保健福祉援助実習指導Ⅰ			1	
	精神保健福祉援助実習指導Ⅱ			1	
	精神保健福祉援助実習指導Ⅲ			1	
	精神保健福祉援助実習			4	
	保育内容総論			2	
	社会的養護Ⅱ			1	
	保育の心理学			2	
	子ども家庭支援の心理学			2	
	子どもの理解と援助			1	
	保育の計画と評価			2	
	保育内容（健康）			2	
	保育内容（人間関係）			2	
	保育内容（環境）			2	
	保育内容（言葉）			2	
	保育内容（表現）			2	
	保育内容の理解と方法A			2	
	保育内容の理解と方法B			2	
	子どもの保健			2	
	子どもの健康と安全			1	
	子どもの食と栄養			2	
	乳児保育Ⅰ			2	
	乳児保育Ⅱ			1	
	音楽実技Ⅰ			2	
	音楽実技Ⅱ			2	
	児童福祉実習指導Ⅰ			1	
	児童福祉実習指導Ⅱ			1	
	児童福祉実習指導Ⅲ			1	
	児童福祉実習Ⅰ			2	
	児童福祉実習Ⅱ			2	
	児童福祉実習Ⅲ			2	
	保育実践演習			2	
	公認心理師の職責			2	
	関係行政論			2	
	心理演習Ⅰ			2	
	心理演習Ⅱ			2	
	心理実習（指導）			1	
	心理実習			2	

4 ソフトウェア情報学部ソフトウェア情報学科

授業科目				単位数			備考
				必修	選択	自由	
基盤教育科目	基礎科目	入門科目	大学で学ぶ・大学を学ぶ	2			必修 4単位
			基礎教養入門Ⅰ	1			
			基礎教養入門Ⅱ	1			
		英語	英語基礎演習Ⅰ	1			必修 8単位
			英語実践演習Ⅰ	1			
			英語基礎演習Ⅱ	1			
			英語実践演習Ⅱ	1			
			英語基礎演習Ⅲ	1			
			英語実践演習Ⅲ	1			
			英語基礎演習Ⅳ	1			
			英語実践演習Ⅳ	1			
		情報処理	情報リテラシー	2			必修 2単位
		保健体育	健康科学		2		選択 1単位以上
			体育実技		1		
	教養科目	地域教養	地域理解	人間と職業	2		選択 地域教養・国際教養から4単位、基盤教養・課題別教養から4単位を含めて計16単位以上
				地域社会と健康	2		
				コミュニティ形成の理論と実践	2		
				地域と情報	2		
				地域社会とボランティア	2		
				地域コミュニティとまちづくり	2		
				異文化間接触と多文化共生	2		
		地域教養	地域学習	いわて学A	2		選択 地域教養・国際教養から4単位、基盤教養・課題別教養から4単位を含めて計16単位以上 （「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」、「日本語Ⅲ」及び「日本語Ⅳ」は、第43条に規定する外国人留学生のみ履修できる。）
				いわて学B	2		
				観光による岩手の地域活性化	2		
				いわて創造学習Ⅰ	4		
				いわて創造学習Ⅱ	2		
				いわて創造実践演習	2		
				キャリア地域学習	2		
		国際教養	外国語	中国語Ⅰ	2		
				中国語Ⅱ	2		
				韓国語Ⅰ	2		
				韓国語Ⅱ	2		
				ドイツ語Ⅰ	2		
				ドイツ語Ⅱ	2		
				フランス語Ⅰ	2		
				フランス語Ⅱ	2		
				スペイン語Ⅰ	2		
				スペイン語Ⅱ	2		
				応用外国語A	2		
				応用外国語B	2		
				応用外国語C	2		
				応用外国語D	2		
				応用外国語E	2		
				応用外国語F	2		
				語学研修Ⅰ		2	
				語学研修Ⅱ		2	
				日本語Ⅰ		2	
				日本語Ⅱ		2	
				日本語Ⅲ		2	
				日本語Ⅳ		2	
		グローバル理解	グローバル理解	グローバル理解入門	2		
				国際社会A	2		
				国際社会B	2		
				国際社会C	2		
				国際社会D	2		
				国際社会E	2		
				国際社会F	2		
				国際文化A	2		
				国際文化B	2		
				国際文化C	2		
				国際文化D	2		
				国際文化E	2		
				国際文化F	2		
				国際演習A	2		
				国際演習B	2		

			グローバル理解演習		2		
	基盤教養		哲学の世界		2		
			芸術学の世界		2		
			文学の世界		2		
			歴史学の世界		2		
			宗教学の世界		2		
			社会学の世界		2		
			教育学の世界		2		
			物理学の世界		2		
			化学の世界		2		
			生物学の世界		2		
			地球科学の世界		2		
			地理学の世界		2		
			体育学・スポーツの世界		2		
			看護学の世界		2		
			心理学の世界		2		
			経営学の世界		2		
			生態学の世界		2		
			法学の世界		2		
			政治学の世界		2		
			経済学の世界		2		
	課題別教養		自己と他者		2		
			個と集団		2		
			科学技術と倫理		2		
			環境と疾病		2		
			ジェンダーと文化		2		
			開発と環境		2		
			災害と被災者支援		2		
			フィールドで問う		2		
			障害者の就労と支援		2		
			女性・子どもと環境		2		
			共生社会について考える		2		
			現代社会と依存症		2		
			労働を取り巻く課題		2		
			データサイエンス入門		2		
			データサイエンス応用Ⅰ		2		
			データサイエンス応用Ⅱ		2		
専門科目	専門基礎科目		線形代数Ⅰ	1			必修 3単位
			解析学Ⅰ	1			
			確率論	1			
	キャリア学習科目		キャリアデザインⅠ	1			必修 6単位 選択 キャリア学習科目、専門共通科目、展開科目、関連科目の中から30単位以上を修得する必要がある。
			キャリアデザインⅡ	1			
			プロジェクト演習Ⅰ	1			
			プロジェクト演習Ⅱ	1			
			スタディスキルズ	2			
			システムデザイン論		2		
			システムデザイン実践論		2		
			システムデザインPBL		2		
			インターンシップⅠ		1		
			インターンシップⅡ		1		
			ソフトウェア演習A	1			必修 36単位 選択 キャリア学習科目、専門共通科目、展開科目、関連科目の中から30単位以上を修得する必要がある。 選択（コース） 選択科目30単位のうち、コース指定科目から6単位以上を修得する必要がある。
			ソフトウェア演習B	1			
			ソフトウェア演習C	1			
			ソフトウェア演習D	1			
			アルゴリズム論	2			
			オペレーティングシステム論	2			
			線形代数Ⅱ	2			
			解析学Ⅱ	2			
			計算モデル論	2			
			コンピュータアーキテクチャⅠ	2			
			コンピュータアーキテクチャⅡ		2		
			コンピュータシステム序論	2			
			情報システム基礎論Ⅰ	2			
			情報システム基礎論Ⅱ	2			
			情報ネットワーク論	2			

専門共通科目	情報ネットワーク実践論		2		
	集合と位相	2			
	ソフトウェア情報学総論	2			
	ソフトウェア設計学	2			
	デジタル回路	2			
	統計学	2			
	離散数学	2			
	幾何学		2		
	複素関数論		2		
	微分方程式		2		
	情報システム構築学Ⅰ		2		
	人工知能基礎		2		
	ハードウェア基礎		2		
	ヒューマンインタフェース		2		
	ファイルとデータベース		2		
	メディアシステム学		2		
	モデリング実践論		2		
展開科目	オペレーションズ・リサーチ		2		必修 4単位 選択 キャリア学習科目、専門共通科目、展開科目、関連科目の中から30単位以上を修得する必要がある。 選択（コース） 選択科目30単位のうち、コース指定科目から6単位以上を修得する必要がある。
	応用情報システム学		2		
	感性情報学		2		
	組込みOS論		2		
	組込みシステム論		2		
	コミュニケーション論		2		
	コンパイラの理論と実際		2		
	CG幾何学		2		
	自然言語処理		2		
	シミュレーション学		2		
	情報環境論		2		
	情報システム構築学Ⅱ		2		
	数値計算の理論と実際		2		
	代数学		2		
	数論		2		
	微分幾何学		2		
	代数幾何学		2		
	セキュリティ論		2		
	戦略情報システム学		2		
	ソフトウェア設計実践論		2		
	機械学習		2		
	知識工学		2		
	フーリエ解析		2		
	デジタル信号処理		2		
	統計解析Ⅰ		2		
	統計解析Ⅱ		2		
	統合情報システム学Ⅰ		2		
	統合情報システム学Ⅱ		2		
	ビジュアル情報処理学		2		
	ファームウェア学		2		
	プログラム言語構造論Ⅰ	2			
	プログラム言語構造論Ⅱ	2			
	分散システム実践論		2		
	分散システム論		2		
	マイクロコンピュータ制御		2		
	メディア論		2		
関連科目	科学技術史	2			必修 4単位 選択 キャリア学習科目、専門共通科目、展開科目、関連科目の中から30単位以上を修得する必要がある。
	専門英語Ⅰ	2			
	専門英語Ⅱ		2		
	専門英語Ⅲ		2		
	応用心理学		2		
	会計情報学		2		
	起業論		2		
	経営情報学		2		
	情報規格総論		2		
	情報と法律		2		
	知識創発論		2		
	情報と職業		2		

研究科目	コース 演習	データ・数理科学演習Ⅰ		2		必修 12単位 選択 所属コースで開講されている2科目4単位を修得する必要がある。
		データ・数理科学演習Ⅱ		2		
		コンピュータ工学演習Ⅰ		2		
		コンピュータ工学演習Ⅱ		2		
		人工知能演習Ⅰ		2		
		人工知能演習Ⅱ		2		
		社会システムデザイン演習Ⅰ		2		
		社会システムデザイン演習Ⅱ		2		
		ゼミナールA	2			
		ゼミナールB	2			
		卒業研究・制作A	4			
		卒業研究・制作B	4			
教職科目 (情報)		日本国憲法			2	高等学校教諭一種免許状（情報）の取得希望者のみ履修する。
		情報科教育法Ⅰ			2	
		情報科教育法Ⅱ			2	
		教育課程論			2	
		教育行政学			2	
		教育原理			2	
		教育実習Ⅰ			1	
		教育実習Ⅱ			4	
		発達と学習			2	
		教育相談論			1	
		教育方法論			2	
		教職概論			2	
		教職実践演習			2	
		特別支援教育論			1	
		特別活動・総合的な学習の時間の指導法			2	
		生徒指導論			2	
		進路指導論			1	
教職科目 (数学)		日本国憲法			2	中学校教諭一種免許状（数学）、高等学校教諭一種免許状（数学）の取得希望者のみ履修する。
		数学科教育法Ⅰ			2	
		数学科教育法Ⅱ			2	
		数学科教育法Ⅲ			2	
		数学科教育法Ⅳ			2	
		教育課程論			2	
		教育行政学			2	
		教育原理			2	
		教育実習Ⅰ			1	
		教育実習Ⅱ（中学校）			4	
		教育実習Ⅱ（高等学校）			2	
		発達と学習			2	
		教育相談論			1	
		教育方法論			2	
		教職概論			2	
		教職実践演習（中・高）			2	
		特別支援教育論			1	
		道徳教育の理論と方法			2	
		特別活動・総合的な学習の時間の指導法			2	
		生徒指導論			2	
		進路指導論			1	

5 総合政策学部総合政策学科

授業科目				単位数			備考
				必修	選択	自由	
基盤教育科目	基礎科目	入門科目	大学で学ぶ・大学を学ぶ	2			必修 4単位
			基礎教養入門Ⅰ	1			
			基礎教養入門Ⅱ	1			
		英語	英語基礎演習Ⅰ	1			必修 8単位
			英語実践演習Ⅰ	1			
			英語基礎演習Ⅱ	1			
			英語実践演習Ⅱ	1			
			英語基礎演習Ⅲ	1			
			英語実践演習Ⅲ	1			
			英語基礎演習Ⅳ	1			
			英語実践演習Ⅳ	1			
		情報処理	情報リテラシー	2			必修 2単位
		保健体育	健康科学		2		選択 1単位以上
			体育実技		1		
	国際教養	地域教養	地域理解	人間と職業	2		選択 地域教養・国際教養から4単位、基盤教養・課題別教養から4単位を含めて計16単位以上 （「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」、「日本語Ⅲ」及び「日本語Ⅳ」は、第43条に規定する外国人留学生のみ履修できる。）
				地域社会と健康	2		
				コミュニティ形成の理論と実践	2		
				地域と情報	2		
				地域社会とボランティア	2		
				地域コミュニティとまちづくり	2		
				異文化間接触と多文化共生	2		
			地域学習	いわて学A	2		
				いわて学B	2		
				観光による岩手の地域活性化	2		
				いわて創造学習Ⅰ	4		
				いわて創造学習Ⅱ	2		
				いわて創造実践演習	2		
				キャリア地域学習	2		
		外国語	中国語Ⅰ 中国語Ⅱ 韓国語Ⅰ 韓国語Ⅱ ドイツ語Ⅰ ドイツ語Ⅱ フランス語Ⅰ フランス語Ⅱ スペイン語Ⅰ スペイン語Ⅱ 応用外国語A 応用外国語B 応用外国語C 応用外国語D 応用外国語E 応用外国語F		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		
				語学研修Ⅰ		2	
				語学研修Ⅱ		2	
				日本語Ⅰ		2	
				日本語Ⅱ		2	
				日本語Ⅲ		2	
				日本語Ⅳ		2	
		グローバル理解	グローバル理解入門		2		
			国際社会A		2		
			国際社会B		2		
			国際社会C		2		
			国際社会D		2		
			国際社会E		2		
			国際社会F		2		
			国際文化A		2		
			国際文化B		2		
			国際文化C		2		
			国際文化D		2		
			国際文化E		2		

			国際文化 F	2	
			国際演習 A	2	
			国際演習 B	2	
			グローバル理解演習	2	
		基盤教養	哲学の世界	2	
			芸術学の世界	2	
			文学の世界	2	
			歴史学の世界	2	
			宗教学の世界	2	
			社会学の世界	2	
			教育学の世界	2	
			物理学の世界	2	
			化学の世界	2	
			生物学の世界	2	
			地球科学の世界	2	
			地理学の世界	2	
			体育学・スポーツの世界	2	
			看護学の世界	2	
			心理学の世界	2	
			数学の世界	2	
			確率の世界	2	
		課題別教養	自己と他者	2	
			個と集団	2	
			科学技術と倫理	2	
			環境と疾病	2	
			ジェンダーと文化	2	
			開発と環境	2	
			災害と被災者支援	2	
			フィールドで問う	2	
			障害者の就労と支援	2	
			女性・子どもと環境	2	
			共生社会について考える	2	
			現代社会と依存症	2	
			労働を取り巻く課題	2	
			データサイエンス入門	2	
			データサイエンス応用Ⅰ	2	
			データサイエンス応用Ⅱ	2	
		政策コア科目	政策論Ⅰ	2	必修 14単位
			法律学基礎	2	
			経済学基礎	2	
			政治学	2	
			環境と政策	2	
			地域と政策	2	
			政策論Ⅱ	2	
	コース基幹科目	法律・行政コース	民法Ⅰ	2	自コースの必修10単位、他のコースから選択8単位修得し、合計18単位
			憲法Ⅰ	2	
			行政学Ⅰ（地方自治論を含む。）	2	
			行政法Ⅰ	2	
			国際関係論Ⅰ	2	
		経済・経営コース	経営学	2	
			マクロ経済学Ⅰ	2	
			ミクロ経済学Ⅰ	2	
			簿記・会計論Ⅰ	2	
			財政学	2	
		地域社会・環境コース	社会学	2	
			地理学	2	
			農山村再生論	2	
			地域・都市計画論	2	
			サステナビリティ論	2	
			公共政策論	2	自コースから選択20単位以上、自コース以外から選択4単位以上修得し、合計32単位以上。ただし、自コース以外の単位数には、卒業要件単位を超えるコース基幹科目および調査・分析科目の単位（上限なし）、他
			民法Ⅱ	2	
			憲法Ⅱ	2	
			刑法Ⅰ	2	
			科学技術政策論	2	
			民法Ⅲ	2	
			国際関係論Ⅱ	2	

専門科目	展開科目	法律・行政コース	会社法 市民協働論 政策過程論 刑法Ⅱ 行政法Ⅱ 比較政策論 行政学Ⅱ 労働法Ⅰ 政治過程論 商取引法 政策分析論 労働法Ⅱ 国際協力論Ⅰ 国際協力論Ⅱ		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		学部専門科目および他大学専門科目（計8単位以下）を含めることができる。
		経済・経営コース	企業論 マクロ経済学Ⅱ 経営管理論Ⅰ 金融論 中小企業論 簿記・会計論Ⅱ ミクロ経済学Ⅱ 地域経済論 農業経済学 マーケティング論 ファイナンス論Ⅰ 経営管理論Ⅱ 公益事業論 地場産業・企業研究 農業政策論 消費者行動論 経済史 ファイナンス論Ⅱ		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		
		地域社会・環境コース	環境科学概論 自然災害論 大気環境論 環境社会学 住民生活論 生態学基礎 水環境論 地域交通論 自然環境保全論 環境アセスメント論 現代社会とサステナビリティ 社会ネットワーク論 地域生態学 地域資源管理論 地域文化論 地域防災論 地圏環境論 里地里山整備論 野生動物管理論 まちづくり論		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		
		展開科目	(他学部専門科目) (他大学専門科目)		8以下		
		キャリア教育科目	キャリア・デザインⅠ キャリア・デザインⅡ キャリア・デザインⅢ インターンシップ	2 2 2	1		必修 6単位
		調査・分析科目	基礎数理Ⅰ 統計学Ⅰ 社会調査概論 基礎数理Ⅱ 統計学Ⅱ ゲーム理論 量的調査法 オペレーションズ・リサーチ	2 2 2	2 2 2 2 2 2		必修 6単位 選択 6単位以上

		多変量解析 空間解析論 質的調査法		2 2 2		
	演習科目	専門演習入門 専門演習Ⅰ 専門演習Ⅱ 専門演習Ⅲ 専門演習Ⅳ	2 2 2 2 2			必修 10単位
	共通	共通調査実習	2			必修2単位、自コースの実 習から選択2単位以上。
	法律・行政 コース	法律・行政実習A 法律・行政実習B		2 2		
	経済・経営 コース	経営実習 経済実習		2 2		
実習 科目	地域社会・環境 コース	地域環境調査実習 A 地域環境調査実習 B 地域環境調査実習 C 地域環境調査実習 D 地域環境調査実習 E		2 2 2 2 2		
	卒業論文・研究	卒業論文・研究	3			必修3単位
	自由聴講科目	フィールド研究			2	

別表第2（第33条関係）

1 看護学部看護学科の卒業に必要な単位数

区分				配当単位数	卒業要件単位数		
					必修	選択	計
基盤教育科目	基礎科目	入門科目		4	4		4
		英語		8	8		8
		情報処理		2	2		2
		保健体育		3		1	1
	教養科目	地域教養	地域理解	14		12	12
			地域学習	16			
		国際教養	外国語	44			
			グローバル理解	32			
		基盤教養		42			
		課題別教養		32			
	計			197	14	13	27
専門科目	「生きる」を支えるための知識に関する科目			22	21	4	98
	「生きる」人としての対象理解に関する科目			13	13		
	「生きる」人を支える方法に関する科目			25	25		
	「生きる」を支える看護実践に関する科目			26	26		
	「生きる」を支える学問としての看護の探究・発展に関する科目			19	9		
	保健学科目			18			
	助産学科目			27			
	教職科目			39			
	計			189	94	4	98
合計				386	108	17	125

2 社会福祉学部社会福祉学科の卒業に必要な単位数

区分				配当単位数	卒業要件単位数		
					必修	選択	計
基盤教育科目	基礎科目	入門科目		4	4		4
		英語		8	8		8
		情報処理		2	2		2
		保健体育		3		1	1
	教養科目	地域教養	地域理解	14		14	14
			地域学習	16			
		国際教養	外国語	44			
			グローバル理解	32			
		基盤教養		36			
		課題別教養		32			
	計		191	14	15	29	
専門科目	専門基礎科目Ⅰ		14	14		14	
	専門基礎科目Ⅱ		20	10	4	14	
	基幹科目Ⅰ		38		20	20	
	基幹科目Ⅱ		53		10	10	
	展開科目		46	6	16	22	
	発展科目		12	8		8	
	資格科目		46				
	専門科目からの自由選択（ただし資格科目を除く）				10	10	
	計		229	38	60	98	
合計			420	52	75	127	

3 社会福祉学部人間福祉学科の卒業に必要な単位数

区分				配当単位数	卒業要件単位数		
					必修	選択	計
基盤教育科目	基礎科目	入門科目		4	4		4
		英語		8	8		8
		情報処理		2	2		2
		保健体育		3		1	1
	教養科目	地域教養	地域理解	14		14	14
			地域学習	16			
		国際教養	外国語	44			
			グローバル理解	32			
		基盤教養		36			
		課題別教養		32			
	計		191	14	15	29	
専門科目	専門基礎科目Ⅰ		14	14		14	
	専門基礎科目Ⅱ		20	10	4	14	
	基幹科目Ⅰ		38		20	20	
	基幹科目Ⅱ		53		10	10	
	展開科目		56	8	14	22	
	発展科目		12	8		8	
	資格科目		104				
	専門科目からの自由選択（ただし資格科目を除く）				10	10	
	計		297	40	58	98	
合計			488	54	73	127	

4 ソフトウェア情報学部ソフトウェア情報学科の卒業に必要な単位数

区分				配当単位数	卒業要件単位数		
					必修	選択	計
基盤教育科目	基礎科目	入門科目		4	4		4
		英語		8	8		8
		情報処理		2	2		2
		保健体育		3		1	1
	教養科目	地域教養	地域理解	14		16	16
			地域学習	16			
		国際教養	外国語	44			
			グローバル理解	32			
		基盤教養		40			
		課題別教養		32			
	計		195	14	17	31	
専門科目	専門基礎科目		3	3		3	
	キャリア学習科目		14	6	30 (※)	80	
	専門共通科目		60	36			
	展開科目		72	4			
	関連科目		24	4			
	研究科目		28	12	4	16	
	教職科目（情報・数学）		44				
	計		245	65	34	99	
合計			440	79	51	130	

※コース指定科目から6単位以上を含めて30単位以上

5 総合政策学部総合政策学科の卒業に必要な単位数

区分				配当単位数	卒業要件単位数		
					必修	選択	計
基盤教育科目	基礎科目	入門科目		4	4		4
		英語		8	8		8
		情報処理		2	2		2
		保健体育		3		1	1
	教養科目	地域教養	地域理解	14		16	16
			地域学習	16			
		国際教養	外国語	44			
			グローバル理解	32			
		基盤教養		34			
		課題別教養		32			
	計			189	14	17	31
専門科目	政策コア科目		14	14		14	
	コース基幹科目		30	10	8	18	
	展開科目		118		32	32	
	キャリア教育科目		7	6		6	
	調査・分析科目		22	6	6	12	
	演習科目		10	10		10	
	実習科目		20	2	2	4	
	卒業論文・研究		3	3		3	
	自由聴講科目		2				
	計			226	51	48	99
合計			415	65	65	130	